

ライフサポートアドバイザー使用料減免基準

平成6年12月22日付
6川建管第636号市長
決 裁

(趣旨)

第1 この基準は、川崎市特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成5年川崎市規則第108号。以下「規則」という。）第4条第2項に定めるライフサポートアドバイザー（以下「LSA」という。）の使用料の減免について定めるものとする。

(使用者負担額)

第2 LSAの減免後の使用者負担額は、規則の別表第1に定める月額使用料の50パーセントとする。

附則

この基準は、平成6年12月22日から施行する。